

# 社会福祉法人多摩養育園 施設一覧表

概要	施設名	養護老人ホーム櫛の里	養護老人ホーム竹の里	多摩特養老人ホーム	多摩軽費老人ホーム	光華	精華	府中市立 介護予防推進センター
	種別	養護老人ホーム	養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	軽費老人ホームA型	救護施設	障害者支援施設	介護予防事業 (指定管理者)
	開設日	昭和27年10月26日	昭和30年1月24日	昭和44年5月15日	昭和47年6月15日	昭和35年7月1日	昭和52年4月1日	平成18年4月1日
	定員	200名	160名	80名	60名	86名	80名	各事業により異なる (20年度実績約3万人)
連絡先	郵便番号	193-0803	193-0802	192-0005	192-0375	192-0375	192-0375	183-0033
	所在地	八王子市櫛原町971	八王子市犬目町560	八王子市宮下町355	八王子市鑓水428	八王子市鑓水428	八王子市鑓水428	府中市分梅町1-31
	電話	042-622-6777	042-656-4046	042-691-0074	042-676-9710	042-676-8336	042-676-9176	042-330-2010
	FAX	042-623-8204	042-654-5028	042-692-3592	042-676-7310	042-676-5017	042-676-9387	042-330-2016
事業内容	準拠法	老人福祉法	老人福祉法	介護保険法 老人福祉法	老人福祉法	生活保護法	障害者総合支援法	府中市介護予防 推進センター条例
	設置の目的	65歳以上の環境上及び経済的理由により、日常生活が困難な方をお預かりするとともに、自立した日常生活を営み社会的活動に参加させるために必要な支援を行うこと。	65歳以上の環境上及び経済的理由により、日常生活が困難な方をお預かりするとともに、自立した日常生活を営み社会的活動に参加させるために必要な支援を行うこと。	65歳以上の身体上または、精神上著しい障害があるため、常時の介護を必要とし(寝たきり等)居室において適切な介護を受けることが困難な方を受入れる。併設として、ショートステイも2床整備している。	60歳以上の方で、家庭環境、住宅事情などの理由により居宅において生活する事が困難な方。月収が概ね35万以下の方を対象とする。食事その他生活上必要なサービスの提供を行う。	身体上または精神上著しい障害があるため、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする。	障害者自立支援法に基づき、18歳以上の知的障害者の自立と社会参加活動への参加を促進している。就労以降支援・地域活動支援・地域貢献を含めた地域の中での福祉の充実を目指す。	高齢者が要介護状態になることを未然に防ぎ、住みなれた地域でいつまでも元気に暮らすことができるよう自立支援を行う。 (一般高齢者施策)
	利用対象者	65歳以上の環境上及び経済的理由により日常生活が困難な方	65歳以上の環境上及び経済的理由により日常生活が困難な方	65歳以上の要介護認定を受けた方	60歳以上で環境等の住宅事情により居宅において生活が困難な方	身体や精神に障害があり、経済的は問題も含めて日常生活を送ることが困難な方	18歳以上の知的障害のある方。	65歳以上の府中市民で介護保険の要介護認定を受けていない方
	契約の有無	措置	措置	契約	契約	措置	契約	
	居室	全室個室	個室及び2人部屋	4人部屋：17部屋 3人部屋：2部屋 個室：6部屋	全室個室	2～4人部屋	男性：2人部屋 女性：3人部屋	事業内容：介護予防健診・介護予防教室・介護予防講座・自立支援ショートステイ・介護予防自主グループ支援・介護予防相談・介護予防人材育成・介護予防普及啓発イベント・交流サロン・情報室・介護予防拠点としての地域支援、プログラム開発など
	入所の流れ	各区市町村に申込み→福祉事務所→施設	各区市町村に申込み→福祉事務所→施設	施設に申込み、直接契約	施設見学→体験入居→入居申し込み→契約→入居	各区市町村に申込み→福祉事務所→施設	各区市町村に申込みまたは、直接施設に申込み	
	外部介護保険の利用	可	可	不可	可	なし	不可	
その他	なし	ショートステイ有 (体験入居・一時保護)	ショートステイ(2床)	体験入居あり	なし	ショートステイ2床 共同生活援助共同生活介護事業		